



《会計・税務の知識》 中古資産の耐用年数

はじめに

中古資産を取得した場合の耐用年数の算定方法は税務上定められています。中古資産の耐用年数を過度に短くして、利益調整を行うと税務調査等で指摘されるリスクがあります。そこで、中古資産を取得した場合の耐用年数の算定方法を以下ご紹介します。

1. 資本的支出がない場合の耐用年数の計算方法

中古資産を取得して事業の用に供した場合には、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積もられる年数によることとされています。ただし、使用可能期間の見積りが困難であるときは、簡便法（下記2を参照）により算定した年数によることができます。

事由	耐用年数	
	原則	合理的に見積もった耐用年数
中古資産を取得した場合	原則	合理的に見積もった耐用年数
	例外	簡便法による耐用年数

2. 簡便法による計算方法

- ・法定耐用年数の全部を経過した資産の場合：その法定耐用年数の20%に相当する年数
- ・法定耐用年数の一部を経過した資産の場合：その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

（下記具体例）

- ① 法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数：30年(法定年数)－10年(経過年数)＝20年
- ② 経過年数10年の20%に相当する年数：10年×20%＝2年
- ③ 耐用年数：20年＋2年＝22年

なお、上記計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

3. 資本的支出がある場合の耐用年数の計算方法

中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出があり、かつ、当該資本的支出が再取得価額の50%を上回る場合は、下記パターン分けに従って耐用年数を算定します。再取得価額とは、中古資産と同じ新品のものを取得する場合のその取得価額をいいます。なお、資本的支出が再取得価額の50%以下の場合は上記1.に従って算定します。

中古資産の(再)取得価額と資本的支出の関係	耐用年数	
資本的支出>再取得価額×50%	法定耐用年数	
取得価額×50%<資本的支出≤再取得価額×50%	原則	合理的に見積もった耐用年数
	例外	資本的支出の額を区分して計算した場合の耐用年数※

※資本的支出の額を区分して計算した場合の耐用年数

$$\frac{\text{中古資産の取得価額 (資本的支出の額を含む)}}{\left[\frac{\text{中古資産の取得価額 (資本的支出の額を含まない)}}{\text{中古資産につき簡便法により算定した耐用年数}} + \frac{\text{中古資産の資本的支出の額}}{\text{中古資産に係る法定耐用年数}} \right]}$$

おわりに

一般的には、簡便法を用いて中古資産の耐用年数を算定するケースが多いと思われます。上記内容を参考に算定して頂けると幸いです。

(担当：佐藤拓也)